

## 2. 特定施設の種類

### ② 振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

特定施設		振動規制法	県条例
1 金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
	機械プレス	すべて	すべて
	せん断機	原動機の定格出力 <u>1kW 以上</u> のもの	原動機の定格出力 <u>1kW 以上</u> のもの
	鍛造機	すべて	すべて
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力 <u>37.5kW 以上</u> のもの	原動機の定格出力 <u>37.5kW 以上</u> のもの
2 圧縮機		原動機の定格出力 <u>7.5kW 以上</u> のもの (一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)※1	原動機の定格出力 <u>7.5kW 以上</u> のもの [冷凍機を含む]
3 土石用または鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい・分級機		原動機の定格出力 <u>7.5kW 以上</u> のもの	原動機の定格出力 <u>7.5kW 以上</u> のもの
4 織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
5 コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力合計で <u>2.95kW 以上</u>	原動機の定格出力合計で <u>2.95kW 以上</u>
コンクリート管製造機・ コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力合計で <u>10kW 以上</u>	原動機の定格出力合計で <u>10kW 以上</u>
6 木材加工機械	ドラムバーカー	すべて	すべて
	チップパー	原動機の定格出力 <u>2.25kW 以上</u> のもの	原動機の定格出力 <u>2.25kW 以上</u> のもの
7 印刷機械		原動機の定格出力 <u>2.2kW 以上</u> のもの	原動機の定格出力 <u>2.2kW 以上</u> のもの
8 ゴムまたは合成樹脂練用の ロール機		原動機の定格出力 <u>30kW 以上</u> のもの [カレンダーロール機 を除く]	原動機の定格出力 <u>30kW 以上</u> のもの [カレンダーロール機 を除く]

9 合成樹脂用射出成形機	すべて	すべて
10 鋳造型機	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの

※1 環境大臣が指定する圧縮機とは、圧縮方式がスクリー式のものうち、低振動型圧縮機として環境大臣による型式指定を受けたものである。圧縮方式がスクリー式のものであれば一律に対象とするものではなく、製造業者が申請を行ったものを環境大臣が個別に指定したものとなるので注意してください。